

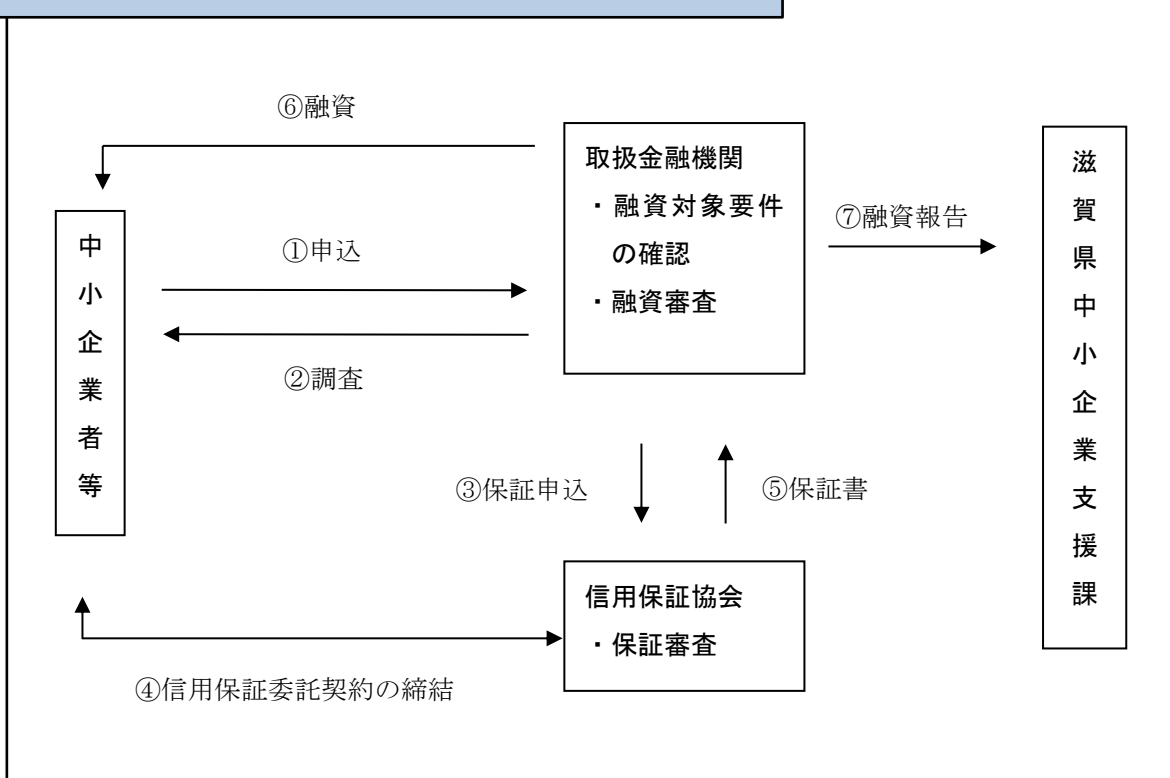
中東情勢の影響でお困りの方へ

滋賀県中小企業振興資金融資制度  
**短期事業資金**  
**(中東情勢影響対応枠)**

	中東情勢影響対応枠
資金使途	中東情勢の影響に伴い、原油価格の高騰や石油関連製品の供給目詰まりなどによる経済環境の悪化に対処し、経営の安定を図るための、仕入れ、代金決済等に要する運転資金
融資対象者	中小企業者、事業協同組合、企業組合、事業協同小組合、協業組合、商工組合であって、中東情勢の影響を直接または間接に受けているもの
融資限度額 (※1)(※2)	1,000万円
融資利率 (※3)	年2.90%以内(保証付き・保証なし同一)
信用保証	必要に応じて保証 保証料率 年0.225%~0.95% (※県が半額補助、標準保証料率 年0.45%~1.9%)
融資期間	1年以内
担保・保証人	保証協会または金融機関の定めるところによる
借入申込先	取扱金融機関
取扱期間	令和8年5月29日から令和9年2月28日までに信用保証協会にて保証申込を受け付けたもので、かつ令和9年3月31日までに融資実行されたものとする。
取扱金融機関	滋賀銀行、関西みらい銀行、大垣共立銀行、京都銀行、福井銀行、滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、湖東信用金庫、京都信用金庫、京都中央信用金庫、滋賀県信用組合、滋賀県民信用組合、商工組合中央金庫、京滋信用組合、近畿産業信用組合、滋賀県信用農業協同組合連合会

令和8年5月29日現在

## 【申込み等の基本的な流れ】（イメージ）



※1 1事業者あたり1,000万円。短期事業資金(通常枠)、同資金(手形・電子記録債権割引枠)の融資残高は含めません。当該2資金を既に借入れている場合でも、中東情勢影響対応枠は別枠で御利用いただけます。

※2 同一年度内の複数回の利用が可能です。  
(ただし、同一年度内での融資実行総額の上限を1,000万円とします)

※3 融資利率は、今後金融情勢等により変更することがあります。

### (特記事項)

・上記資金の融資対象に該当しない場合でも、他の資金が活用できる場合があります。また、融資対象者であっても、金融機関や信用保証協会の審査により、御希望に添えない場合があります。

・なお、県制度融資における短期資金は、「中東情勢影響対応枠」のほか、「通常枠」および「手形・電子記録債権割引枠」もあります。

### 事前相談と借入申込先

上記の取扱金融機関

### 制度全般の相談

滋賀県 商工労働部 中小企業支援課 金融支援係

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

TEL:077-528-3732 / FAX:077-528-4871